

第 102 号議案

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月 条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通 4 丁目 <u>4 番 6 号</u>	神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通 4 丁目 <u>340 番 3</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立港島地域交流センター	[略]	神戸市立港島地域交流センター	[略]
		神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通 6 丁目 1

		番40号	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 <u>夢野</u> 地域交流センター	[略]	神戸市立 <u>夢野</u> 地区地域交流センター	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目 <u>1番地</u> の17	神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目 <u>1番地</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町 <u>字</u> 中坊487番地の3	神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町 <u>字</u> 中坊487番地の3
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林 <u>578番地の2</u>	神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林 <u>603番地の2</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新たな地域活動拠点として整備している雲中地域交流センターに住居番号が付定されたこと等に伴い、条例を改正する必要があるため。